
プロジェクト **ASAF 対応**

項目 **仮想通貨**

本資料の目的

1. 本資料は、2016 年 12 月開催の ASAF 会議での議題に挙がっている「仮想通貨」について、議題として提案された背景及びオーストラリア会計基準審議会（AASB）が作成したアジェンダ・ペーパーの概要の確認を行ったうえで検討を行い、ASBJ としての発言案を検討することを目的としている。

仮想通貨が議題として提案された背景

（仮想通貨の概要及び市場規模等の状況）

2. 仮想通貨の利用が近年急激にかつグローバルに拡大している。特に、仮想通貨の中でも最も取引規模の大きい Bitcoin を取り扱う Bitcoin 社の時価総額は、2016 年 5 月時点で 80 億 US ドルを超える状況となっており、1 日の取引件数も 20 万件を超える勢いで伸びている¹。なお、我が国での取扱いについては、別紙 2 に参考として記載している。

（オーストラリア・ニュージーランド会計士協会（CAANZ）及びオーストラリア仮想通貨商工会（ADCCA）が IFRS 解釈指針委員会（IFRS-IC）宛に提出したレター）

3. 2016 年 7 月に CAANZ 及び ADCCA が IFRS-IC に対し、仮想通貨に関する会計処理についてレターを提出した。当該レターは、仮想通貨の会計的な性格が明確でなく、仮想通貨の会計上の区分やそれに伴う報告日時点の評価方法、評価差額の会計処理について明確化することを求めている（当該レターの概要は別紙に記載している。）。

提案者である AASB によるアジェンダ・ペーパーの概要

（AASB による主張の概要①-IFRS に照らしての仮想通貨の分類（AP5：3.1～3.5））

4. AASB は、現状の実務で多様化している、保有する仮想通貨をどの資産に区分し、報告期間末日における評価をどのように行うべきかについて、現行の IFRS に基づき各資産へ分類することを仮定しながら検討している。

¹ 野村総合研究所「仮想通貨に対する改正資金決済法等の動向と課題」（2016 年 7 月）より

現金または現金同等物への区分の検討

5. AASB は仮想通貨を IFRS の現金の定義、現金同等物の定義に照らしてそれぞれ検討し、結論として、以下表のとおり、いずれにも当てはまらないとしている。

	結論	結論の根拠
現金	該当しない	現金（通貨）は定義上「交換の媒体」となっている（IAS 第 32 号 AG3 項）が、仮想通貨は（現時点で）交換手段として幅広く受容されていない。また、仮想通貨は中央銀行からの信用付与がなく、法貨としても認識されておらず、一般的な意味で通貨に該当しているとはいえない。
現金同等物	該当しない	現金同等物の定義は「価値変動リスクが僅少」であることを求めているが、仮想通貨は現金との価格変動性があるため、この条件を満たさない。なお、外貨は、邦貨に対して価値が変動するものの、外貨の現金（通貨）自身としての価値が変動しない点が仮想通貨とは異なるとしている。

6. 前項に加え、Asmundson and Oner の記事（2012 年、IMF の HP に掲載）を引用したうえで、現金（「通貨」を指すものと思われる）の性質として、

- (1) 価値の蓄積可能性
- (2) 価格の基礎の提供可能性
- (3) 交換手段

であることを挙げ、仮想通貨は価値の変動可能性があり（1）の価値の蓄積手段とはならないことと、仮想通貨での取引が強制されない点から（2）を満たさないことを挙げ、会計以外の観点からも現金には当たらないとしている。

7. 前項までに係る内容に関連して、ASAF メンバーに対して次の質問がされている。

質問 1：仮想通貨を現金とする解釈には重要な問題がある、という主張に同意するか。

8. 当委員会事務局の気付事項は次のとおりである。

- (1) 現金（通貨）の定義については、IFRSは「交換の手段」に関する具体的な要件を設けておらず、具体的な範囲に関する明確な結論づけは難しいと考えられる。
- (2) ただし、AASBが主張する、中央銀行での信用付与や法貨としての制定といった側面を規準とすることは、（我が国を含む）一般的な各国・法域での通貨制度に照らして不整合はなく、一つの提案として違和感はないものと考えられる。

ディスカッション・ポイント その1

AASBの仮想通貨の区分に関する検討内容や、ASBJ事務局による気付事項について、ご質問やご意見があればいただきたい。

金融商品（現金を除く。）への区分の検討

9. 仮想通貨を（現金以外の）金融商品に区分する場合、金融商品の定義である「一方の企業にとっての金融資産と、他の企業にとっての金融負債又は資本性金融商品の双方を生じさせる契約」（IAS第32号第11項）に照らした際に、ある者が仮想通貨を有していることは、他の者に支払等を生じさせる「契約」をもたらすものではない。よって、仮想通貨は（現金を除く）金融商品には該当しない。

棚卸資産への区分の検討

10. IAS第2号「棚卸資産」において、仮想通貨が棚卸資産の定義に当てはまるかを検討する場合、仮想通貨が保有目的上「通常の営業過程」で販売されるかどうかを考慮することになると考えられる。この点について、たとえばトレーディング目的で仮想通貨を保有している場合には、通常の営業過程において使用しているといえる。しかし、仮想通貨を①投機目的で保有している場合や②決済手段として保有している場合などが想定され、仮想通貨が「通常の営業過程」において保有されるものかどうか（すなわち、棚卸資産の定義を満たすか）は必ずしも明確ではない。
11. 仮想通貨を仮に棚卸資産に区分する場合、仮想通貨を（ブローカー/トレーダーが有する）トレーディング目的のコモディティに該当するかどうかを決定する必要がある²。AASBは、トレーディング目的のコモディティとして評価した方が仮想通貨の実態に合っていると考えているが、トレーディング目的で売買される棚卸資産は、原則として、ブローカー/トレーダーが価値の変動差分での販売利益を目的

² ブローカー/トレーダーの棚卸資産であれば、販売コスト控除後の公正価値で評価の上で差額を損益で計上し、そうでなければ低価法にて評価することになる。

に取得されるものに限られており、また、仮想通貨がコモディティに該当することが前提となっている（が、その点も必ずしも明確ではない）。

無形資産への区分の検討

12. IAS 第 16 号に定める「有形固定資産」や IAS 第 40 号「投資不動産」は有形の固定資産を取り扱うため仮想通貨には適用できないと考えられる。仮想通貨が棚卸資産でもない場合、IAS 第 38 号「無形資産」を適用することになると考えられる。
13. IAS 第 38 号の無形資産の定義は次の 4 要件を含んでおり³、それぞれについて仮想通貨に当てはめて検討を行った場合、次のとおり、全ての要件に該当すると考えられる⁴。

無形資産の定義の要件	検討内容
(1) 識別可能性	仮想通貨は取引における交換単位を有している。
(2) 資産	仮想通貨の売却や支払いに伴い、企業は経済的資源を得ることができる。
(3) 非貨幣性	先述での検討において、AASB は現金ではないことを立証している。
(4) 物理的実体がない	仮想（digital）通貨であり、物理的な実態はない。

14. 以上により、仮想通貨は、現行の IFRS のもとでは棚卸資産か無形資産として会計処理されることになると考えられる。

（AASB による主張の概要②-投資目的⁵の無形資産やコモディティに関する、測定の要求事項の改善、ガイダンスの提供（AP5：3.6、4）

問題の所在の検討（投資目的の無形資産やコモディティの取扱いの欠如）

15. AASB は、問題の所在は仮想通貨の取扱いの明確化それ自体にあるのではなく、IAS 第 2 号や IAS 第 38 号での対象範囲が明確でないことにあると考えており、結果として仮想通貨の取扱いという重要な論点が生じていると考えている。そのため、検

³ 無形資産とは、物理的実体のない識別可能な非貨幣性資産をいう。（IAS 第 38 号第 8 項）

⁴ 企業が事業の通常の過程で販売するために所有する無形資産は IAS 第 2 号「棚卸資産」が適用されるため、対象から除かれる。（IAS 第 38 号第 3 項(a)）

⁵ 以下、断りが無い限り、通常の営業過程における事業投資以外の投資（金融投資）を指す。

討の範囲が仮想通貨から広げられている。

16. 具体的には、問題は投資目的の無形資産及びコモディティの会計上のガイダンスが欠如していることであると考えており、IAS 第 25 号「投資に関する会計」が IAS 第 39 号及び IAS 第 40 号に移行した際に、投資目的の無形資産及びコモディティが扱われなくなったことと考えている。このため、「投資目的」という意味を明確にし、自己の使用や消費での保有との区別を行う必要があるとしている。

投資目的で保有する無形資産のガイダンスの欠如

17. たとえば、IAS 第 16 号の有形固定資産は、間接的にその資産の使用を通じてキャッシュ・フローを生成する資産を定め、IAS 第 40 号の投資不動産は、それ自体の販売によりキャッシュ・フローを生成する資産を定めているが、IAS 第 40 号に対応する基準が無形資産には無い。無形資産は、キャッシュ・フローの生成が直接的か否か、自己利用目的か否か、交換手段保有か長期使用目的保有か、などの区別がなされていない。
18. IFRS において、有形固定資産について IAS 第 16 号と IAS 第 40 号とで測定の実要求事項を分けているのは、投資目的の資産の保有は公正価値評価を通じて差額を純損益で認識すべきであるという合意があるからであり、AASB は、有形・無形の違いを問わず、保有目的が同様の資産の会計処理は同様であるべきと考えている。

投資目的で保有するコモディティのガイダンスの欠如

19. 第一に、「コモディティ」の定義が無い。米国基準を参考にすれば、「相互交換可能で、取引相手が容易に識別不能な活発な市場で、相場価格で即座に取引可能である商品」であり、それを踏まえれば有形・無形の区別は無用であるため、この定義を前提にすると仮想通貨はコモディティに当たると AASB は考えている。
20. 第二に、投資目的のコモディティに関する特段のガイダンスが存在しない。金地金のような現物資産は、ブローカー/トレーダーがトレーディング目的で有しない限り、IAS 第 2 号の原則に従って、低価法で評価することになる。

会計に反映すべき経済的実態とは

21. 無形資産、(通常)の棚卸資産、トレーディング目的のコモディティの事後測定の方法は次のとおりである。

区分	事後測定の評価方法
無形資産	原価モデルか再評価モデル（増価分は OCI を使用）
（通常の）棚卸資産	原価と正味売却可能価額とでの低価法
ブローカー/トレーダーが保有するコモディティ	販売コスト控除後の公正価値（差額は純損益）

22. AASB は、通常の棚卸資産の評価方法は、次の理由により目的適合性のない情報につながると判断している。

- (1) IAS 第 2 号の原則は、通常の営業過程で保有する棚卸資産の観点から作成され、財又はサービスの支払に当てる現金に類似した商品を目的としていない。
- (2) 原価法は歴史的な測定値であり、現在の価値を表していない。
- (3) 低価法では、原価に比べ値下がりした場合しか公正価値で評価されない（評価の非対称性）。
- (4) 正味売却可能価額は保有企業固有の営業過程での回収額であり、客観的な市場価格に基づく方が仮想通貨の場合は目的適合性がある。

23. また、無形資産に基づく評価方法は、次の理由により目的適合性のない情報につながると判断している。

- (1) IAS 第 38 号の原則は、自己使用を通じてキャッシュ・フローを生成するという観点から作成され、財又はサービスの支払に充てる現金に類似した商品を目的としていない。
- (2) 原価モデルの場合
 - ① 原価法は歴史的な測定値であり、現在の価値を表していない。
 - ② 減価償却は価値の費消のパターンを反映しており、投資目的の資産には目的適合的ではない。
 - ③ 減損は価値の下落時にしか生じない。
- (3) 再評価モデルの場合
 - ① 無形資産の再評価モデルは活発な市場があるときしか選択できない。

- ② 再評価が常に損益に反映されず、投資目的の資産の評価を適切に反映しない。
24. 現時点での概念フレームワークの公開草案（以下「概念 ED」という。）（の暫定決定）に照らして、仮想通貨の評価を行った場合、測定基礎の選択は次の要素をもとに決定する。
- (1) 資産又は負債の将来キャッシュ・フローへの寄与
 - (2) 資産又は負債の特徴
25. これらの要素をもとに検討すると、仮想通貨はそれ自体の交換等により直接キャッシュ・フローを生成し、価値の変動についても敏感であるため、現在価値での評価が目的適合的であるとしている。加えて、企業固有の前提を基礎とする使用価値よりも、市場の参加者の前提を基礎とする市場価値の方が適しているとしている。
26. 概念 ED では反証可能な場合を除き、すべての収益・費用は純損益に含めて認識するものの、次の場合は、OCI に含めることが適切な場合があるとしている。
- (1) 純損益で認識するよりもより目的適合性のある情報を提供する場合
 - (2) 収益・費用が歴史的原価を基礎としていない場合
 - (3) 資産・負債と収益・費用とで異なる測定基礎を用いる場合

AASB が上記に仮想通貨の評価差額を当てはめて検討した結果、仮想通貨は保有の意思決定の観点からも投資不動産や金融商品に近似したものと考えられ、財政状態、財務報告のいずれの観点からも公正価値で評価する方が適切であり、公正価値を通じて純損益に含めて表示すべきであると結論付けた。

27. 前項までに係る内容に関連して、ASAF メンバーに対して次の質問がされている。

質問 2：仮想通貨を取り巻く IFRS の記述に欠落がある、という主張に同意するか。

質問 3：投資目的の無形資産やコモディティに関する IFRS の記述には重要な解釈上の問題がある、という主張に同意するか。

28. ASAF 会議では当委員会から次の点をコメントすることが考えられる。
- (1) 現行の IFRS を前提として仮想通貨を分類する場合、棚卸資産又は無形資産になるとの AASB の分析結果に違和感はない。同時に、この分析結果は必ずしも

目的適合性のある情報を提供しない可能性があることから、IFRS に改善の余地があると考えられる。

ディスカッション・ポイント その2

AASB の検討内容や、ASBJ 事務局によるコメント案について、ご質問やご意見があればいただきたい。

(基準設定活動として行うべきこと (AP5 : 5))

29. AASB は、仮想通貨による問題の認識と仮想通貨の使用される規模の拡大を受けて、基準設定活動として、財務報告作成者への明確なガイダンスの提供と利用者にとっての財務報告の目的適合性や有用性を確保する必要があると考えている。
30. 対応の方針としては、次の4つの方法を示しており、それぞれの長所・短所を検討している。
- (1) 新たな基準を公表する
 - (2) 現金又は現金同等物の定義を修正する
 - (3) 金融商品の定義を修正する
 - (4) IAS 第2号及びIAS 第38号の測定のガイダンスを修正する

方法	長所	短所
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ① 投資目的の無形資産やコモディティの論点に対応できる。 ② 排出権取引の論点にも対応できる。 ③ 仮想通貨の多様な実務に対し、明確なガイダンスとなる。 ④ 投資目的の無形資産の測定を公正価値により行い、差額を純損益とすることで、より目的適合性のある情報を提供できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 現時点の問題を対処するのに、ある程度の時間がかかる。

方法	長所	短所
(2)	現存するガイダンスをもとに対応することができる。	<ul style="list-style-type: none"> ① 中央銀行の信用付与や法貨認識されていない仮想通貨が現金として会計処理される。 ② 事後測定の評価差額が為替差損益として区分され、財務報告の理解可能性が高まらない。
(3)	同上	<ul style="list-style-type: none"> ① 金融商品の定義にある「契約上の」という要件に例外を設けることになる。 ② 仮想通貨への例外設定は、同様の性質をもつ無形資産やコモディティとの整合が取れない。
(4)	同上	<ul style="list-style-type: none"> ① 仮に IAS 第 2 号や IAS 第 38 号の測定方法の記述を修正しても、仮想通貨がどれに区分されるかという定義の範囲の問題は解決しない。 ② 仮に IAS 第 2 号の測定方法の記述を修正しても、ブローカー/トレーダーによるコモディティの問題は解決しない。 ③ 仮想通貨のみへの対応は、同様の性質をもつ無形資産やコモディティとの整合が取れない。

検討の結果、AASB は(1)の新たな基準の公表が適切であると考えているが、仮想通貨のみでなく、より広い範囲の投資目的の無形資産やコモディティについての問題にも対応するべきであると考えている。

31. 前項までに係る内容に関連して、ASAF メンバーに対して次の質問がされている。

質問 4: 仮想通貨の問題に対処することに賛成する場合、IASB はより範囲の広いプロジェクトの一環として対応すべきか、限られた範囲のプロジェクトとして

対応すべきか。

32. ASAF 会議では当委員会から次の点をコメントすることが考えられる。

- (1) 我が国では仮想通貨の交換所を運営する企業について監査が求められる予定であり、このような企業による仮想通貨の会計処理について、日本基準上の取扱いを定めてほしいとの声が当委員会に寄せられている。
- (2) 仮想通貨で表出した問題点が、本質的に投資目的で保有する無形資産やコモディティについての取扱いが明確でないことに起因していると AASB が主張している点について、違和感はない。
- (3) 一方で、より広い範囲で無形資産や棚卸資産に関する見直しを行うことについては、現状で特に問題がないと考えられている他の無形資産等の評価方法にも影響が生じる可能性もあり、慎重な対応が必要であると考えます。
- (4) このため、仮想通貨に関連して基準設定活動を行う場合には範囲を限定することが重要であると考えます。

第 48 回 ASAF 対応専門委員会（2016 年 11 月 24 日開催）で聞かれた主な意見

- 仮想通貨等への対応として「対象となる範囲を限定する」旨のコメントを行う際は、解釈の不明な点に対して限定的に明確化を行うなど、最小限の対応とすべき点を明確にすべきであると考えます。
- 仮想通貨を現金等としない論拠が、現時点での仮想通貨の状況（交換手段としての信頼性や価値の変動状況）によるとすると、今後、将来の状況の変化に応じて見直しができるよう、仮にガイダンスを出す場合も暫定的なものとするなど、慎重な対応が必要であると考えます。

ディスカッション・ポイント その 3

AASB の検討内容や、ASBJ 事務局によるコメント案について、ご質問やご意見があればいただきたい。

以 上

別紙1 2016年7月にオーストラリア・ニュージーランド会計士協会（CAANZ）及びオーストラリア仮想通貨商工会（ADCCA）がIFRS解釈指針委員会（IFRS-IC）宛に提出したレターの概要

（仮想通貨の会計処理について）

1. 我々CAANZ及びADCCAは、次のとおり、仮想通貨の論点は世界的に重要性を増していると分析しており、IFRS-ICでの議題の採用を希望している。

背景

2. 仮想通貨とは、政府機関等の当局が発行したものではない電子的又は仮想の通貨であり、暗号化により移転の安全性の確保や新たな通貨の開発（採掘）の管理が行われている。
3. 仮想通貨の代表的な特徴であり、技術的に支えているのがBlockchainである。近年の投資額は、ベンチャー・キャピタルによるものだけで2016年に11億USドルにまで達し、（仮想通貨の代表例の）Bitcoinの市場規模は前年の倍である64億USドルとなり、現時点で624もの自動預払機がある。

分析及び実務での多様性

4. 現行のIFRSに基づく、仮想通貨の保有に基づく会計処理は多様に解釈される。例として、現金、現金同等物、金融商品、低価法で評価する非金融資産、公正価値で評価する無形資産、低価法又は販売コスト控除後の公正価値評価を行う棚卸資産が挙げられる。
5. オーストラリアの会計実務の違いの例として、次のとおり、DigitalX社と、Bitcoinの採掘と流通を行っているBitcoinグループの処理が挙げられる。

会社	仮想通貨の評価方法	評価差額の表示
DigitalX社	棚卸資産として、販売コスト控除後の公正価値評価	純損益として表示
Bitcoinグループ	耐用年数の無い無形資産として、公正価値評価	当初認識額を上回る場合は差額をOCIとして処理、下回る場合は純損益とする。

6. 上記のような重要な乖離が生じており、財務報告の比較可能性を高めるために、明確な会計方針の設定が要求されていると考えられ、市場規模の拡大と現行実務の多様性を踏まえると、IFRS-ICで取り上げるべき内容に見合うと考えられる。

審議事項(2)-2

7. なお、2016年5月のIASBボード会議において、仮想通貨は潜在的な新プロジェクトとしてアジェンダに加えられており、我々はアジェンダへの追加を歓迎し、IASB及びIFRS-ICに対し、必要な情報の提供や調査を惜しまない所存である。

以 上

別紙2 (参考) 我が国での仮想通貨の法的な位置付けや性格

(我が国における仮想通貨を取り巻く状況)

1. 我が国では従前、仮想通貨に関する法的な定義や整理がなされていなかったが、2016年3月に「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案」が国会に提出され、2016年5月に改正された資金決済法(以下、「改正資金決済法」という。)において定義がなされた。
2. 改正資金決済法第2条第5項では、仮想通貨を「1号通貨⁶」「2号通貨⁷」に分け、決済手段、法定通貨との交換手段となる電子的に移転可能な財産的価値として「1号通貨」を定義し、1号通貨との相互的に交換手段となる電子的に移転可能な財産的価値として「2号通貨」を定義している。なお、貨幣や日本銀行券とは異なり、法律上の強制通用力は認められておらず⁸、決済手段として債権者が受領を拒むことを妨げないものとなっている。

(通貨との比較)

3. 我が国における通貨(貨幣及び日本銀行券)と比較した場合、法的な位置付けや性格は次のとおり異なっている。

	通貨	仮想通貨
新貨幣法上の取扱い	法貨として強制通用力があるため、日本国内での債権の弁済において債権者は受領を拒むことができない。	法貨ではなく強制通用力がないため、日本国内での債権の弁済において必ずしも有効になるとは限らない。
金融商品取引法上の取扱い	金融商品取引法上の金融商品に該当する(第24条第3項)	金融商品取引法上の金融商品には該当しない。

4. なお、外貨(外国通貨)は外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年十二月一日法律

⁶ 「物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値(電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く。次号において同じ。)であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの」と定義している。

⁷ 「不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの」と定義している。

⁸ 「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律」(昭和六十二年六月一日法律第四十二号)(以下、「新貨幣法」という。)第2条第1項に規定する「通貨」に含まれず、また「法貨」(同第7条)に該当しないためである。

第二百二十八号) 第6条第4項において「外国通貨」とは、本邦通貨以外の通貨をいう。」と定義されており、第2項の脚注7で記載のとおり、通貨に該当しない「仮想通貨」は法律上において外貨には該当しないものと考えられる⁹。

以 上

⁹ ただし、仮に他国の法律に基づき仮想通貨を当該国の通貨と定義づけられた場合においては、外貨に該当しないと解せるかは不明である。